

# 法テラス「初期相談」構想 (初回相談の資力要件撤廃)について

日弁連 日本司法支援センターにおける  
法律相談のあり方に関する検討ワーキンググループ 委員 井村 華子 (57期)

## 1 はじめに

昨年10月、法テラス内の検討PTから法テラス理事長宛に「『初期相談』制度を創設すべき」との「提言」がなされました。「初期相談」制度の眼目は、法テラスが相談者の資力を問わず、初回の相談を無料で行うという点にあります。これが実施されると、初期相談に相談者が集中し、弁護士個人等が行う法律相談、弁護士会法律相談センターも含めた法律相談全般のあり方に影響を与える可能性があります。

そこで、日弁連において、ワーキンググループ(WG)を設置し、上記「初期相談」構想について検討しています。WGでは、本年3月ごろを目途に意見をとりまとめる予定です。

提言の根拠とされた法的アクセス障害の存在と改善の必要性があることについては、異論がないところと考えられます。改善策として「初期相談」が適当かどうかについては、後述するとおり、WGにおいても賛否両論があります。いくつかの弁護士会からは、初期相談につき反対する旨の意見書が提出されており、WGにおいても、他の課題が優先であるという意見や、将来的に導入するとしても時期尚早であるとする意見が多く出されています。

本稿においては、「初期相談」構想の概要、WGにおける議論状況をご紹介します。

## 2 「初期相談」構想の概要

提言においては、中間層の法的ニーズを顕在化させるため、初回の面会相談につき、相談者の資力を

問わず相談料無料で行うという「初期相談」を法テラスの新たな本来事業として創設すべきであるとされています。

初期相談の担い手は、弁護士だけでなく司法書士も予定されているほか、相談担当者には、30分5250円程度の日当が支払われるとされています。また、初期相談の受付は法テラスで行い、その実施場所は、法テラス事務所のほか、指定相談場所、登録弁護士事務所とされています。相談担当弁護士の日当等の諸経費は法テラスの予算でまかなわれます。

他方、弁護士会法律相談センターとの協働を図るため、「弁護士会に業務の一部を委託するなどの手法も考えられる」とされています。弁護士会に委託する場合の具体的な内容は未確定であり、法テラス側は「今後日弁連と協議していく予定である」と説明しています。

初期相談についての具体的な制度設計はまだされておらず、法テラス側は、今後、日弁連等との協議を経て策定していきたいとしています。また、この制度の実現には、日弁連等の理解と協力、法改正、相当額の予算が必要であるため、法テラス側は、相当程度の期間が必要であると考えているようです。

## 3 WGにおける議論状況

WGの議論で出ている意見のうち、主なものを以下に紹介いたします。

### (1) 初期相談導入について消極的な意見

① 中間層の法的アクセスの改善よりも、いわゆる社

会的経済的弱者の救済，司法過疎の改善等の課題を優先すべきである（民事扶助制度の拡充，広報の充実等）。

- ②無料の「初期相談」に相談者が集中してしまい、既存の法律相談センターが廃止に追い込まれてしまう。
- ③現在は各地で自治体が無料法律相談を行っているが、国家予算で初期相談が行われるようになれば、自治体が法律相談から撤退する可能性がある。
- ④上記②③の結果，司法へのアクセスポイントが法テラスに集中してしまう。そうすると，市民の法的アクセスがかえって害される。
- ⑤法テラスの相談対応態勢が不十分なまま初期相談を実施すると，法テラスがパンクしてしまい，すぐに相談が受けられなくなるなど，本来の対象者である資力要件該当層への法的サービスに支障が出る可能性がある。
- ⑥弁護士が法テラスと契約していないと「初期相談」を担当できない。他方で，初期相談に法律相談が一極化してしまう。そうすると，一般市民向けの法律相談を担当したい弁護士は，法テラスとの契約を事実上強制される。
- ⑦中間所得層まで無料相談の対象とすることは法テラスの所期の目的を逸脱し，補完性の原則にも反し，法テラスの肥大化を招き，弁護士自治が脅かされる。
- ⑧初期相談の実現には，多額の予算が必要であり，それだけの予算を確保できる見込みは低いし，税金投入に関する国民の理解が得られるか疑問である。

- ⑨専門的サービスである法律相談の社会的価値が低下し，法律相談は無料という社会的風潮が広がることで，弁護士の業務に重大な影響を及ぼす。

## (2) 初期相談導入に対して積極的な意見

- ①法律相談センター，自治体相談等の現在の制度だけでは，国民のニーズに応えられていない。
- ②法テラスの財源，全国的な組織力，広報力等を利用できる。
- ③弁護士会が初期相談業務の一括委託を受けることで，既存の法律相談センターと初期相談を両立させることは可能である。また，法律相談センターは，有料の専門相談を充実させることにより存続可能である。
- ④自治体相談についても，自治体を法テラス指定相談場所として，各市町村で初期相談を行うことにより継続可能である。
- ⑤若手のために，業務を拡大する必要がある。
- ⑥日弁連が消極的な態度を取ると，法的アクセスの改善に消極的であるととらえられかねず，世論の理解を得ることができない。
- ⑦日弁連が協力しない場合，法テラスが他の士業団体との間で制度構築を検討するおそれがある。

## 4 最後に

「初期相談」構想は，法律相談全般のあり方に重大な影響を与える可能性があります。今後も，随時，東弁会員の皆さまに議論状況等の情報をお伝えしていきたいと思っております。